

## 使用済みペットボトル等の独自処理に関する情報について

現在、美郷町の一般廃棄物である使用済みペットボトル等は、大仙美郷環境事業組合が運営する大仙美郷クリーンセンターごみ処理場に搬入されています。

大仙美郷環境事業組合では、搬入されたペットボトルを圧縮し、結束材で梱包して俵状（バール化）し、適正に再商品化出来る事業者へ引渡ししています。

国では、平成18年に「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」を策定し、市町村が使用済みペットボトル等を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会以外の再商品化事業者へ引き渡す場合は、「環境保全対策のための引渡要件の設定」、「適正処理の確認」、「住民への情報提供」に努めることとされています。

美郷町では、この基本方針に基づき、使用済みペットボトル等の独自処理に関する情報について情報公開するとともに、大仙美郷環境事業組合と連携し、適正処理の確保に努めていきます。

### 1. 環境保全対策のための引渡要件の設定

大仙美郷環境事業組合では、使用済みペットボトル等を適正に再商品化するため、再商品化事業者の選定にあたり、下記の引渡条件を設定しています。

#### ○環境保全対策のための引渡要件（抜粋）

- (1) 引渡した使用済みペットボトルは、自社でペットボトルの加工（選別、粉砕、洗浄等）を行い、再生資源として利用できる状況にすること。
- (2) バーゼル条約、バーゼル法、廃棄物処理法、その他廃棄物関係法規を遵守すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、年1回以上の適正処理の確認等に協力すること。

### 2. 適正処理の確認

大仙美郷環境事業組合では、使用済みペットボトルの再商品化状況について年1回以上再商品化事業者を訪問し、環境保全対策のための引渡条件や廃棄物処理法等の関連法規が遵守されているかを確認しています。

平成29年度については、次のとおり現地調査を実施しました。

○使用済みペットボトルの再商品化状況現地調査

- (1) 調査期日 平成29年9月8日(金)
- (2) 調査場所 株式会社 青南商事  
青森支店 青森工場
- (3) 調査者 大仙美郷環境事業組合
- (4) 確認事項 ①当該事業者の適格性審査  
②使用済みペットボトルの処理施設及び工程の確認  
③処理された製品の状況確認
- (5) 確認結果 現地調査の結果、引渡条件及び廃棄物処理法等関連法規を遵守し、適正に再商品化されていることを確認した。

現地調査状況写真

処理設備投入口



手選別作業



破砕作業 (破砕機室)



製品確認



○問い合わせ先

美郷町土崎字上野乙170番地10

美郷町役場 住民生活課

電話：0187-84-4903